

# 酪農支援キャンペーン委託業務 企画提案説明書

## 1 業務名

酪農支援キャンペーン委託業務

## 2 業務の目的

コロナ禍による生乳需給の緩和により、長期保存が可能な脱脂粉乳、バター等の乳製品在庫が積み上がっていることから、生産現場では増産抑制に取り組まざるを得ず、加えて、飼料費等の生産資材が高騰していることから、酪農経営は大変厳しい状況となっている。

そのため、生乳需要の拡大を図るため、国内消費が伸びているチーズについて、輸入品から道産品への置換えに向けた道産チーズの理解醸成と消費拡大に取り組むことで、酪農経営の安定と持続的な発展に資する。

## 3 業務内容

### (1) 需要開拓

宅配ピザ店において、波及効果のある店舗（道内を含む全国展開する 50 店舗以上）で道産チーズ（北海道産生乳 100%使用）を使用したピザの商品開発、販売を行うとともに効果的なプロモーションを行う。

なお、対象とする道産チーズは、小売店等での取扱品目、数量が多い（株）明治、森永乳業（株）、雪印メグミルク（株）、よつ葉乳業（株）の 4 社のチーズのいずれかにより、北海道産生乳を 100%使用した商品とすること。（以下（2）も同様）

### (2) 需要喚起

ア 道産チーズ（北海道産生乳 100%使用）を取り扱う道内各地の波及効果のある小売店（概ね 100 店舗）を選定し、道産チーズの紹介や選び方の説明など、消費者への理解醸成・消費拡大を図るため、効果的なプロモーションを行う。

イ 道産チーズの理解醸成を図るため、効果的な PR 資材（POP、ポスター、リーフレット）を作成する。

### (3) アンケートの実施、検証

上記（1）、（2）において、アンケート調査を実施し、道産チーズ等に関する評価や検証を行い、乳業メーカー等への情報提供資料を作成する。

なお、アンケート調査は、より多くの回答が得られるよう工夫する。

### (4) 実績報告書の作成、提出

（1）～（2）の実施結果に道産チーズ等に関する評価、検証結果を添付した実績報告書（詳細版及び公開を前提とした概要版の 2 種類）を作成し、各 5 部及び電子媒体（DVD-R 又は CD-R）1 部を納品する。

### (5) その他

業務の実施にあたっては、提案内容に基づき協議の上、実施する。

## 4 契約期間

契約締結の日より令和 5 年 3 月 31 日（金）まで

## 5 委託上限額

委託料：20,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

うち需要開拓 5,000,000 円、需要喚起 15,000,000 円を目安として設定。

## 6 審査方法及び審査項目

### (1) 審査方法

審査会は、企画提案者から、業務処理体制や業務処理計画、企画内容などをヒアリングした上で、あらかじめ定めた審査方法等により審査し、最も優れた企画提案を選定する。また、審査結果（最も優れた企画提案を行った者）は、企画提案者全員に通知する。

### (2) 審査項目

審査は、次の項目について評価し、総合的に判断する。

#### ア 業務処理体制

提案者の業務内容や実績等からみて受託能力があり、契約を確実に履行する実施体制となっているか。

#### イ 業務処理計画

各業務の実施にあたり、円滑な業務処理が可能なスケジュールとなっているか。

#### ウ 企画内容

##### (ア) 需要開拓

- ・波及効果のある宅配ピザ店を選定しているか。
- ・開発、販売商品が道産チーズを使用した商品となっているか。
- ・多くの消費者に対して効果的なプロモーションとなっているか。

##### (イ) 需要喚起

- ・波及効果のある小売店を選定しているか。
- ・消費者への理解醸成や消費拡大に向けた効果的なプロモーションとなっているか。
- ・PR資材（POP、ポスター、リーフレット）等は、道産チーズの理解醸成に資する内容となっているか。

##### (ウ) アンケートの実施・検証

- ・多くの回答が得られる方法となっているか。
- ・評価や検証を行い、乳業メーカー等に情報提供するのに有効な内容となっているか。

#### エ その他

ウの（ア）～（ウ）以外で道産チーズの理解醸成、消費拡大を進めるために有効な提案となっているか。

## 7 参加者の資格要件

(1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は次のいずれにも該当すること。

ア 企業、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）、その他法人又は法人以外の団体であ

ること。(ただし、宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体を除く。)

- イ 原則として過去2年間に国または地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、業務を実施する能力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者を含む。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。
- エ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- オ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- カ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- キ 暴力団関係事業者等でないこと。
- ク 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - (ア) 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
  - (イ) 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)
  - (ウ) 消費税及び地方消費税
- ケ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)
  - (ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
  - (イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
  - (ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- コ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員としてこのプロポーザルに参加する者でないこと。

## 8 提案の募集方法

企画提案の参加を希望する者から「資格審査申請書」を徴収し、資格の有無を審査した後、有資格者に対し、「企画提案書」の提出及びプロポーザル審査会への出席を要請する。

### (1) 資格審査申請書

プロポーザルへの参加を希望する者は、資格審査申請書等を提出する。

- ア 提出期限 令和4年10月24日(月)正午(必着)
- イ 提出場所 (3)のとおり
- ウ 提出書類 様式1「資格審査申請書」及び添付資料
- エ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。  
持参の場合受付時間は土日・祝日を除く平日9時~17時。

### (2) 企画提案書

資格審査の結果、参加資格を有する者に対し、文書により企画提案書の提出を要請する。

- ア 問合せ及び提出期限 令和4年11月7日(月)正午(必着)
- イ 提出場所 (3)のとおり
- ウ 提出書類 様式2「企画提案書」

エ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、10部提出すること。なお、提案者名はそのうち1部のみ記載し、残り9部には提案者名を記載しないこと。（提案書中にも記載しないように注意すること。）

持参の場合受付時間は土日・祝日を除く平日9時～17時。

オ 提出要請を受けた者が企画提案書を提出しない場合は、その旨を電話等で（3）の担当部課に報告すること。なお、期限までに提出のない場合は、棄権したものとみなす。

（3）担当部課（提出先及びお問い合わせ先）

北海道農政部生産振興局畜産振興課 牛乳乳製品係 担当：佐藤

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011-231-4111（内線27-774）

FAX 011-232-1064

（4）留意事項

ア 書類提出に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

イ 公募手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

ウ 提出された書類の著作権は、それぞれの提案者に帰属するが、道は、選定を行う作業に必要な範囲内での複製及び必要な公表には、提出書類を使用できるものとする。なお、提出された書類は返却しない。

エ 無効となる書類

企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。

- ・ 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- ・ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの。

オ 失格となる要因

発注者は、プロポーザル審査会で選定された企画提案書に対し、所定の手続きを経た上で、当該業務の見積書提出を依頼する。

ただし、上記いずれの場合においても、次の失格要件が判明した場合は、プロポーザル審査会で審議の上、失格となることがある。

- ・ 資格審査申請書及び企画提案書に虚偽の記載があることが判明した場合
- ・ その他、事業を遂行できない重大な事由が生じた場合

なお、採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

## 9 その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、委託業務の実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

（1）企画運営等について

国が示した新しい生活様式の北海道内での実践に向けた「新北海道スタイル」を踏まえるとともに、各業界が定める感染拡大予防ガイドライン等に即して行うこと。

(2) 感染防止対策

業務実施の際には、感染防止対策に必要な消耗品（マスク、消毒液、ビニール手袋等）を会場等に常備するものとし、費用は委託料の対象とする。

(3) 業務の一部中止

委託者は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、委託業務の実施が困難と認める場合、委託契約書の規定に基づき、業務の一部中止を受託者に通知するものとする。

この場合において、業務の準備にあたって受託者が負担した経費があるときは、道が支払う委託料の対象とする。